



第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時35分まで

株主各位

証券コード 6706

2022年6月10日

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電気興業株式会社

代表取締役社長 **近藤 忠登史**

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2022年6月28日（火曜日）午後5時35分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力の上、2022年6月28日（火曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 住友不動産西新宿ビル3号館1階 ベルサール西新宿ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案（第1号議案から第4号議案まで）></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 <p><株主提案（第5号議案から第7号議案まで）></p> <ul style="list-style-type: none"> 第5号議案 監査役1名解任の件 第6号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件 第7号議案 自己株式の取得の件 <p>各議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、取締役会は株主提案（第5号議案から第7号議案まで）に反対しております。</p>
4 議決権行使についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 議決権行使にあたっての注意事項	各議案につき議決権行使書に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、マスクの持参及び着用をお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。発熱その他体調不良が疑われる方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいたくださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご準備はございません。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) にて、お知らせいたします。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時35分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

会社提案	株主提案
------	------

当社取締役会の意見をご確認いただき議決権の行使をお願いいたします。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

会社提案(第1,2,4号議案)

- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 「否」の欄に○印

会社提案(第3号議案)

- 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

株主提案(第5~7号議案)

- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

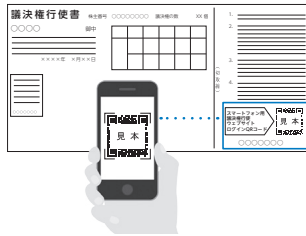
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

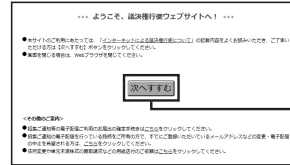
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

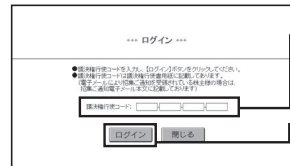
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

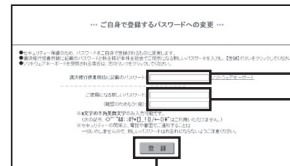
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

コーポレートガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、持続可能な社会の実現に貢献するための方針として「サステナビリティ基本方針」を策定し、企業活動に取り組んでおります。サステナビリティへの取り組みを推進するにあたり「コーポレートガバナンスの強化」を重要課題として設定し、全社における最優先事項として、取り組みを開始しております。

第96期においては、コーポレートガバナンス強化に向けて、下記の通り「コーポレートガバナンスの実効性向上」、「コンプライアンスの推進」、「リスクマネジメントの強化」に関する取り組みを推進しております。

項目	実施項目
コーポレートガバナンスの実効性向上	コーポレートガバナンス体制の整備、指名・報酬委員会の機能強化、取締役会の実効性評価、政策保有株式の縮減、資本政策 コンプライアンス・プログラムの策定・実施、役員等に対する コンプライアンス教育、管理統括部組織の見直し、秘書部門機能の強化
コンプライアンスの推進	重点監査項目の設定、リスク管理委員会の設置、リスクマネジメント 規程の制定、情報セキュリティ委員会の設置、機密情報 管理の強化（ISO27001の認証取得）
リスクマネジメントの強化	

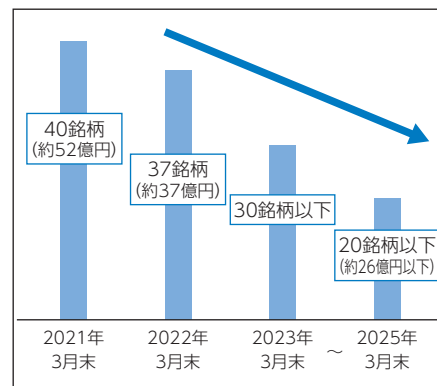
具体的取り組み事項1 コンプライアンス・プログラムの策定・実施

取締役・執行役員を含めた全従業員のコンプライアンス意識の醸成、相互牽制機能の強化及びハラスメントの根絶に向けた取り組みを盛り込んだコンプライアンス・プログラムを取締役に於いて策定し、具体的取り組みとして①経営者・管理職に向けた教育、②全従業員に対するアンケートの充実、③役職名での呼称廃止、④連携機能の強化、⑤経営層と労働組合との労使協議会の充実を実施しました。

具体的取り組み事項2 政策保有株式の縮減

2021年11月に政策保有株式の縮減方針を策定し、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としました。2021年3月末時点で当社が保有している政策保有株式を、銘柄数ベースで2023年3月末までに25%以上、2025年3月末までに50%以上縮減するとともに、金額ベースで2025年3月末までに50%以上縮減する目標を掲げ、政策保有株式の縮減に努めております。

■政策保有株式の縮減実績及び目標



上記の他、具体的な取り組みの詳細については「コーポレートガバナンス・レポート」

(https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2022/20220512_CG_report.pdf) をご参照ください。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当につきましては、業績に連動する形で今後の事業展開を勘案しつつ、株主の皆様へ利益還元申し上げております。当期の期末配当につきましては、これを踏まえ事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 60円 配当総額 704,088,480円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条（取締役の任期）を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

取締役9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外役員が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ておりません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	こんどうただとし 近藤忠登史	代表取締役社長	再任
2	いとう かずひろ 伊藤 一浩	取締役専務執行役員	再任
3	しもだ つよし 下田 剛	取締役執行役員	再任
4	あさい たかし 浅井 貴史	取締役執行役員	再任
5	かわはら としろう 河原 敏朗	取締役執行役員	再任
6	つかの ひでひろ 塚野 英博	取締役	再任 社外
7	ジャン＝フランソワ ミニエ	取締役	再任 社外 独立
8	たけだ りょうこ 武田 涼子	取締役	再任 社外 独立
9	たかはし あつし 高橋 篤史	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

こん どう ただ と し
近藤 忠登 史 (1971年8月28日生)

所有する当社の株式数……………5,200株
取締役会出席状況……………20/20回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1995年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役執行役員ワイヤレス研究所長兼機器統括部長兼海外事業部長、新規事業推進室担当
2016年4月	当社海外事業推進統括部北米推進部長	2021年4月	当社代表取締役社長(現任)
2018年7月	当社執行役員海外事業統括部統括専任次長兼北米事業部長兼海外購買部長		
2019年7月	当社執行役員機器統括部長兼移動通信技術部長兼固定通信技術部長兼海外事業部長		

取締役候補者とした理由

近藤忠登史氏は、電気通信関連事業の国内及び海外の営業業務に携わり、2018年7月から当社執行役員として北米を中心とした海外営業展開に取り組むとともに、電気通信関連事業の生産管理業務にも携っております。また、2020年6月に当社取締役に就任し、さらに2021年4月から当社代表取締役社長として当社グループ経営全般を担っており、常に高い見地から経営手腕を発揮しております。経営者としての幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

い と う か ず ひ ろ
伊藤 一浩 (1962年3月14日生)

所有する当社の株式数……………7,500株
取締役会出席状況……………19/20回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2021年4月	当社取締役専務執行役員秘書室、監査室、管理統括部、安全品質管理本部、ワイヤレス研究所、未来研究所、営業企画部、海外事業部、中央統括部(通信事業営業部を除く)、支店統括部、施設管理統括部、機器統括部、高周波統括部担当
2009年4月	当社第二営業統括部高周波営業部長	2021年6月	当社取締役専務執行役員総務部、営業企画部、海外事業部、中央統括部、支店統括部、高周波統括部担当
2015年7月	当社執行役員高周波統括部営業部長	2022年4月	当社取締役専務執行役員総務部、営業統括部担当(現任)
2016年6月	当社取締役執行役員高周波統括部長		
2018年6月	当社取締役常務執行役員高周波統括部長		
2019年4月	当社取締役専務執行役員高周波統括部長、秘書室、内部統制管理部、管理統括部、安全品質管理部、新規事業統括部、営業管理部、海外事業統括部、電気通信営業統括部、支店統括部、施設エンジニアリング統括部、技術開発統括部、機器統括部、高周波統括部担当		
2020年6月	当社取締役常務執行役員高周波統括部担当		

取締役候補者とした理由

伊藤一浩氏は、高周波関連事業の営業業務に携わるとともに、2016年6月から当社取締役として経営を担っており、さらに2021年4月から当社取締役専務執行役員として当社の事業全般を担当しております。当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

しもだ
下田

つよし
剛

(1964年4月12日生)

所有する当社の株式数……………4,900株
取締役会出席状況……………20/20回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	当社入社	2021年4月	当社取締役執行役員
2010年4月	当社機器統括部技術部長	2021年6月	当社取締役執行役員情報システム部、安全品質管理本部、施設管理統括部担当
2012年7月	当社執行役員機器統括部統括次長兼機器統括部技術部長	2022年4月	当社取締役執行役員危機管理室長、情報システム部、建設統括部、施設事業推進室、運用管理統括部担当(現任)
2013年6月	当社取締役執行役員機器統括部長		
2017年4月	当社取締役執行役員機器統括部長兼海外事業統括部長		
2017年12月	当社取締役執行役員海外事業統括部長		
2019年4月	当社取締役執行役員海外事業統括部長兼管理統括部統括次長		

取締役候補者とした理由

下田 剛氏は、電気通信関連事業の技術・生産業務に携わり、2013年6月から当社取締役として経営を担っております。また、2017年4月から海外事業の拡大に携わるとともに、2021年6月から情報システム及びリスクマネジメントの構築にも取り組んでおり、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

あさい たかし
浅井 貴史

(1972年5月1日生)

所有する当社の株式数……………2,400株
取締役会出席状況……………13/13回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1995年4月	当社入社	2021年4月	当社執行役員管理統括部長兼秘書室長兼安全品質管理本部長
2016年4月	当社支店統括部北海道支店長	2021年6月	当社取締役執行役員管理統括部長兼秘書室長兼安全品質管理本部長、経営企画部、人事部、経理部、機器統括部担当
2017年4月	当社支店統括部中央営業部長兼海外事業統括部営業部長	2022年4月	当社取締役執行役員社長室長、人事部、経理部、高周波統括部担当(現任)
2019年4月	当社執行役員支店統括部長兼中央営業部長		
2020年4月	当社新規事業推進室長		
2020年5月	当社施設エンジニアリング統括部長兼事業推進部長兼安全管理部長兼技術部長		

取締役候補者とした理由

浅井貴史氏は、支店統括部長、施設エンジニアリング統括部長として主に支店営業全般及び工事関連全般に携わるとともに、2021年4月から管理統括部長の役職を担っており、2021年6月から当社取締役として経営を担っております。また、2021年6月からは経営企画・財務・人事戦略等を担当し、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

かわはら としろう
河原 敏朗 (1967年3月9日生)

所有する当社の株式数……………1,400株
取締役会出席状況……………13/13回



略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	日本電信電話株式会社入社	2020年6月	当社ワイヤレス研究所副所長
1992年7月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 (現株式会社N T Tドコモ)研究開発部	2021年4月	当社ワイヤレス研究所長
2008年7月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社N T Tドコモ)無線アグ セス開発部担当部長	2021年6月	当社取締役執行役員ワイヤレス研究 所長、未来研究所担当
2019年7月	当社入社技術開発統括部専任部長	2022年4月	当社取締役執行役員R&D統括センタ ー長、機器統括部担当 (現任)
2019年8月	当社ワイヤレス研究所主幹研究員兼技 術開発統括部専任部長		

取締役候補者とした理由

河原敏朗氏は、5Gをはじめとした次世代通信システムにおける新領域への事業の拡大や研究開発に携わるとともに、2021年4月からワイヤレス研究所所長の役職を担っており、2021年6月から当社取締役として経営を担っております。当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

再任

候補者
番号

6

つかの ひでひろ
塚野 英博 (1958年3月21日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………13/13回



略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	富士通株式会社入社	2020年6月	共立ホールディングス株式会社社外 取締役 (現任)
2009年6月	同社経営戦略室長	2020年12月	月島機械株式会社顧問
2011年5月	同社執行役員兼経営戦略室長	2021年6月	月島機械株式会社社外監査役 (現 任)
2014年4月	同社執行役員常務C F O		当社社外取締役 (現任)
2015年6月	同社取締役執行役員常務C F O	2021年7月	日本電信電話株式会社 OWN総合イ ノベーションセンタ センタ長 (現 任)
2016年4月	同社取締役執行役員専務C F O		
2017年4月	同社取締役執行役員副社長C F O		
2017年6月	同社代表取締役副社長C F O		
2019年6月	同社執行役員副会長		
2020年5月	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノ ロジ株式会社顧問		

重要な兼職の状況

共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 | OWN総合イノベーションセンタ センタ長

再任

社外

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

塚野英博氏は、総合ITサービス・機器会社においてC F O等として培われた事業戦略やI R活動に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の戦略やI R活動及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

ジャン=フランソワ ミニエ (1970年11月20日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………13/13回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1992年 9月	インドスエズ・W.Iカー証券株式デリバティブトレーダー	2017年 3月	学校法人上野学園理事 (現任)
1995年 3月	モルガン・スタンレー証券VIP株式デリバティブトレーダー	2019年 1月	レ・ロワ・マージュ特別顧問
1997年 2月	ナットウエスト証券ディレクター兼株式デリバティブトレーディング課長	2020年 4月	株式会社Amuseum Parks社外監査役 (現任)、クロール・インターナショナル・インク マネージング・ディレクター
1998年 3月	ドレスナー・クラインオートアジア・太平洋地域CEO兼東京支店長	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2009年 3月	Avisa Partners日本企業開発担当、株式会社アンティーム代表取締役会長	2021年11月	クロール・インターナショナル・インク シニア・アドバイザー
2013年 4月	ム・アグループマネージング・ディレクター兼ヘッド・オブ・アジア、J A京都中央会会長顧問	2021年12月	レ・ロワ・マージュ・ジャパン株式会社代表取締役 (現任)
2013年11月	ビューラー日本・韓国社長顧問	2022年 5月	Audere Internationalアジア太平洋地域リージョナルディレクター (現任)
2016年11月	FirstNamesグループ非業務執行役北東アジア企業開発担当、United Company Rusal plcコーポレート・プロジェクト・ディレクター-関係アジア担当		

重要な兼職の状況

学校法人上野学園理事、株式会社Amuseum Parks社外監査役、レ・ロワ・マージュ・ジャパン株式会社代表取締役、Audere Internationalアジア太平洋地域リージョナルディレクター

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

ジャン=フランソワ ミニエ氏は、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

武田 涼子 (1970年7月5日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………13/13回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1998年 4月	弁護士登録 西村総合法律事務所入所 (現西村あさひ法律事務所)	2017年 6月	公益財団法人国際民事法センター 評議員 (現任)
2014年12月	シティウーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー (現任)	2020年 6月	アルコニックス株式会社社外監査役 (現任)
2016年 2月	公認不正検査士 (CFE) 認定	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2016年10月	司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員 (行政法担当)		

重要な兼職の状況

シティウーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー弁護士、公益財団法人国際民事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

武田涼子氏は、弁護士として企業活動の根幹に関わる分野で活躍されてきており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者
番号

9

たか はし あつ し
高橋 篤史 (1976年10月13日生)

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………13/13回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

2000年10月	監査法人トーマツ入所 (現有限責任監査法人トーマツ)	2021年 4月	株式会社 I N G S 社外監査役 (現任)
2004年 6月	公認会計士登録	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2014年 7月	有限責任監査法人トーマツパートナー	2021年 9月	株式会社あつまる社外取締役 (現任)
2020年 8月	パートナーズ S G 監査法人代表社員 (現任)		

重要な兼職の状況

パートナーズ S G 監査法人代表社員、株式会社 I N G S 社外監査役、株式会社あつまる社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

高橋篤史氏は、公認会計士として多数の企業の監査を担当されており、同氏の有する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は、現在、当社の社外取締役であります。4 氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
5. 当社は定款第27条において、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外取締役候補者である塚野英博氏、ジャン＝フランソワ ミニエ氏、武田涼子氏及び高橋篤史氏の間でも当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外取締役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。

本総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役が有する主な専門性、経験、知見に関するスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	年齢	企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	技術 研究開発 DX	グローバル	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	人事・労務 人材開発	ESG サステナビリティ
近藤忠登史	50	●	●	●	●		●		
伊藤 一浩	60	●	●	●	●				
下田 剛	58	●	●	●	●		●		
浅井 貴史	50		●	●		●		●	●
河原 敏朗	55			●	●				
塚野 英博	64	●		●	●	●	●	●	●
ジャン＝フランソワ ミニエ	51	●		●	●	●	●		
武田 涼子	51				●	●			●
高橋 篤史	45					●	●		

社外 社外取締役 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員 **女性** 女性取締役

補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第95回定時株主総会において補欠の社外監査役として吉田 格氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ひら い りゅう いち
平 井 隆 一 (1950年7月22日生) 所有する当社の株式数……………0株



略歴、当社における地位

1973年4月	日本セメント株式会社 (現太平洋セメント株式会社) 入社	2010年6月	同社取締役常務執行役員 海外事業本部長
2004年4月	同社海外カンパニーバイスプレジデント 兼 海外カンパニー営業部長	2012年4月	同社代表取締役専務執行役員 海外事業本部長
2006年4月	同社参与 海外カンパニーバイス プレジデント兼海外カンパニー営業部長	2013年4月	同社取締役
2008年4月	同社常務執行役員 海外カンパニープレジデント	2013年6月	同社顧問
2008年6月	同社取締役常務執行役員 海外カンパニープレジデント	2015年6月	昭和電線ホールディングス株式会社 社外取締役
		2018年10月	一般社団法人ディレクトフォース副 代表理事 (現任)

補欠の社外監査役候補者とした理由

平井隆一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、監査役に就任された場合に同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平井隆一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役候補者である平井隆一氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。平井隆一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 平井隆一氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案から第7号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。当社取締役会は、これらの本株主提案に反対しております。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第5号議案

監査役1名解任の件

(1) 議案の要領

監査役赤羽敏男氏を解任する。

(2) 提案の理由

当社が2021年6月に開示した「内部通報に基づく社内調査の実施、再発防止に向けた取り組み、および処遇について」とする書面は、監査役会調査が前提となった。同調査は常勤監査役である赤羽敏男氏が直接関わったとされるが、松澤幹夫前社長による「不明瞭な交際費支出」の調査に関連しては、松澤氏退任までの3年間の交際費を調べるのにとどまり、骨抜きとなった。

「不明瞭な交際費支出」の具体的内容は全く開示されていない。松澤氏による「不明瞭な交際費支出」は常態化していたと考えるのが合理的であるが、同調査は過去にさかのぼって調べることを怠った。

当社は、上記書面にある「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役の個人事務所に対して、現在も経営指導料を支払っている。現監査役4名のうち、赤羽氏だけが、上記の監査役会による調査に直接関わり、また、「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役と当社の取引の詳細を知る立場にある。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

監査役赤羽敏男は、当社の監査役として適切に活動しており、引き続き監査役として職務を遂行していただくことが当社のために最も適切であると考えております。

本株主提案の理由において、2021年6月22日付「内部通報に基づく社内調査の実施、再発防止に向けた取り組み、および処遇について」で開示された監査役会の調査が不十分であるとの懸念が示されております。しかしながら、当該調査において、監査役会は、外部弁護士の補佐を受け、十分な調査を行い、事実関係の確認並びに原因及び責任の分析を行っております。その調査結果及び監査役会の提言を受け、取締役会は、再発防止策を策定・実行し、調査結果を踏まえて関係者に対する処遇を行っております。したがって、監査役会、ひいてはその構成員として調査に関わった監査役赤羽敏男については、解任すべき根拠はないものと判断しております。

また、前取締役の個人事務所との関係について、当社は、前取締役から新規取引先の開拓などの営業業務を中心としたアドバイスを得るための契約を締結しておりますが、同氏が経営に関する判断に関与することはなく、経営指導とは全く関係ございません。経営への影響もありません。当該契約については、ガバナンス上の問題は無いことに加え、既存事業の拡大及び新規事業の創出等の有益な成果を得ております。以上のことから、監査役赤羽敏男は、監査役としての職責を十分に果たしており、解任すべきではないと考えております。

当社監査役会の意見

反対 当社監査役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

当社が2021年6月22日に開示した「内部通報に基づく社内調査の実施、再発防止に向けた取り組み、及び処遇について」にあります「監査役会による調査」（以下「監査役会調査」という。）につきましても、同年4月15日になされた内部通報について4月19日に開催された当社監査役会において審議した結果、関係者に取締役が含まれていることから、監査役会が主体となって調査を行うこととしたものです。

監査役会調査における調査の項目、対象及び方法等は、調査の独立性と中立性を確保するため社外監査役によって立案されており、かつ、監査役会において全員一致で承認されています。また、監査役会の法的見解を補完するため、当社と利害関係のない外部の法律事務所に依頼し、弁護士の法的助言等の調査補助を受けて行われております。

実際の調査（ヒアリング等）においては、社外監査役を含む複数の監査役が調査にあたっており、内部通報において指摘のあった事項について、全ての取締役及び関係者に対するヒアリングが行われ、交際費に関

する証跡の確認を行っております。

そして、調査の状況、結果等については随時監査役相互間において情報共有が行われ、調査において確認された事実の認定及びそれに基づく改善提案等には、監査役全員の意見が反映されております。

監査結果については、当時の監査役会から取締役会に対して、中間報告も含め複数回の報告が行われており、取締役会において一部の取締役（調査対象事項の当事者）を除く全ての取締役から了承されております。

以上より、監査役会調査は、中立かつ客観的視点に立った公正な調査が行われたものと認識しております。

次に、不明瞭な交際費の支出及び利益相反の疑いのある取引に関する監査役会調査の結果等についてご説明します。

まず、不明瞭な交際費の支出に関する調査につきましては、関係書類が膨大であり、支払関連証跡との突合及び確認に相当な時間を要することから、当時の監査役会は、内部通報において指摘のあった過去3年間の支出についての調査を優先的に行うこととし、それ以前の期間についても遡って調査を実施すべきか否かは、その調査結果を踏まえて判断することとしました。

調査の結果、殆ど全ての支払いについて事実関係の確認がなされ、その大部分は支払いに根拠のあるものでした。一部関係者の記憶が曖昧で事実関係の確認が取れないものもありましたが、件数的にも金額的にも僅少でした。また、事実関係が確認された支払いの中に、一部不適切な支出が認められましたが、少額にとどまるもので、既に役員報酬の自主返納により会社に返済され、会社に生じた損害は回復されたものと見做すこととして対応がなされており、その他に客観的な資料をもって不適切な支出と断定し得る事例は発見されませんでした。

また、社長交際費の金額（総額）に関しては、通信業界の競争環境の変化等、当社をめぐる事業環境の急激な変化の中で、社長としての多方面からの情報収集、意見交換などが求められている状況を鑑みた場合、一般の事業会社と比較して、交際費の金額が高額に過ぎ法令に違反すると断ずることはできないと、当時の監査役会は、判断しております。

以上の調査結果から、当時の監査役会としては、前社長の交際費支出について、会社に損害を与えたことを理由として法的責任を追及する根拠はなく、過去3年以前に遡っての調査も不要との結論に至っており、現在の監査役会も、事実関係を再確認し、上記の判断と結論を追認しております。

次に、利益相反の疑いのある取引に関しては、当時、社外監査役を含む複数の監査役により、関係書類と証跡の突合及び関係者へのヒアリング等による事実確認を行い、その結果について全監査役が情報を共有し、更に外部法律事務所の法的見解を得て、監査役会において検討が行われております。

その結果、当時の監査役会としては、当該案件は、①形式上は利益相反取引に該当し、かつ取締役会の承認は得られていないものの、他社と同一条件で行われている定型的取引（役職員の海外出張時の現地移動手段・宿泊等の手配）であり、かつ当社の支払額が実費のみである（取引先が手数料等の利益を得ていない）

ことから、実質的には利益相反状況にはなく当社に損害は生じていないもの、及び、②立替経費の精算であり、そもそも実質的に取引にあたらなことから、利益相反取引に該当しないものであり、前者についての承認手続漏れ以外に特段問題はないと判断しており、現在の監査役会も、事実関係を再確認し、この判断を追認しております。

以上のとおり、監査役会調査では、独立性と中立性が確保された体制において公正な調査が行われており、不適切な交際費の支出及び利益相反取引の疑いについて、上記のとおり明確な結論を得ております。その中で、監査役赤羽敏男は、監査役としての職責を十分に果たしており、監査役会としては、同氏について、当社の監査役として不適格であるとして解任すべき事由はないものと思料します。

定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第8章 政策保有株式の売却
	<u>(政策保有株式の売却)</u>
	<u>第41条 当社は、2023年3月31日までに、政策保有株式の全てを処分するものとする。</u>

(2) 提案の理由

当社が2021年6月30日に提出した第95期（2020年4月1日～2021年3月31日）有価証券報告書によれば、当社は、2021年3月31日現在の貸借対照表計上額で51億4200万円となる20銘柄の政策保有株式を保有しており、その価値は4月8日時点の時価総額の約19%を占める。リターンの割にはボラティリティの高い非コア資産である政策保有株式は、当社の膨張した現預金と並んで、当社の長期にわたる株主資本利益率（ROE）低迷と株価資産倍率（PBR）1倍割れの原因であり、当社の資本コストをも膨らませる。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の全てを処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本株主提案に **反対** いたします。

当社は、経営基盤の更なる強化のため、「政策保有株式」について、その保有の意義が認められる場合を除き、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクによる財務指標への影響度に鑑み、保有しないことを基本方針としております。その基本方針につきましては、2021年11月10日に開示した「政策保有株式の縮減方針のお知らせ」に記載のとおりです。

当社は、この縮減方針に従い、政策保有株式の縮減を鋭意進めており、今後も積極的に取り組んでまいります。また、上記「政策保有株式の縮減方針のお知らせ」では、銘柄数ベースの縮減目標を掲げておりましたが、これに加えて、2022年5月12日に開示した「コーポレートガバナンスレポート」に記載してありますとおり、額面ベースの縮減目標も掲げています。縮減して得られる資金については、2022年度を起点とする中期経営計画（2022年4月～2025年3月）で進める各種施策の原資として活用することを予定しています。

他方で、政策保有株式も当社の資産であり、市場において当該銘柄の株価が低迷していたり、必ずしも一定以上の資金需要が高くないなどの状況がありうるにもかかわらず、定款によって一年未満という短い期間で強制的に資産を処分することを定めることは、かえって株主の利益の最大化に資することにならないという点において、リスクがあると言わざるを得ません。

また、定款は、株式会社の組織と活動に関する根本規則であり、資産処分の方法と時期を強制的に定める本株主提案の内容は、当社の根本規則とするには不適切であり、定款に本株主提案のような規定を定める必要はないものと考えます。株主の皆様には、政策保有株式の縮減及びそれによる資金で進める各施策を定めた当社中期経営計画の是非については、取締役の選任議案をもってご判断をいただくことが適切であると考えております。

自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数121万5900株、取得価格の総額28億4884万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、2022年2月に自己株式取得を公表したが、自己資本比率が80%超と過剰資本にある財務内容を反映しない、極めて不十分な規模である。当社は、現預金及び政策保有株式など本業に資ない流動性の高い資産の合計が200億円超と同4月8日時点の時価総額の約8割に達する。当社は今後、100億円規模の有利子負債を活用する方針で、自己株式取得の原資は豊富にある。

当社は、松澤前社長による「会社の私物化」に目をつむってきた。事業に与える効果が非常に限定的である同氏司会のラジオ番組制作に1億5000万円前後を費やし、「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役の個人事務所に経営指導料を支払っている。報道によると、同前取締役が幹部を務める投資会社との共同投資も検討している。一方で、当社の株価はPBR1倍割れが恒常化した。

提案総額は時価総額の10.4%と機関投資家の多くが使用するブルームバーグ情報端末が示す株主資本コスト（4月8日時点）に合致する。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

当社は、2021年3月に策定した中長期経営戦略にて資本効率の向上・バランスシート構成の改善・株主還元強化を掲げ、2022年2月10日に資本政策の基本的な考え方として、当社のキャピタルアロケーションを開示いたしました。そして、同日に開示した「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却の方針に関するお知らせ」に記載のとおり、成長投資・株主還元の強化を図るキャピタルアロケーションの一環として、当社は、従前にはない規模の自己株式取得（取得価額上限25億円、取得株式上限110万株、取得期間2022年2月14日～2022年12月31日）を決定するとともに、自己株式の消却に関する方針も策定しております。

以上のとおり、当社は、株主還元の強化を既に明確にしており、配当政策の変更に加え、自己株式の取得についても、株主還元策の有効な手法と認識しております。ただ、その実施については、将来に向けた持続的な成長を確実にすることを念頭に、業績、投資の必要性、財務状況などを総合的に勘案して、当社取締役会の責任と判断のもと適時適切に行うことが最善であると考えております。前記の中長期経営戦略及びキャピタルアロケーションに基づく自己株式の取得は、これらの事情を総合的に勘案して当社の取締役会で決定したものであり、財務規律の確保と株主還元のバランスの観点から、必要かつ十分な水準であり合理的な内容と考えております。

一方、本株主提案にかかる大規模な自己株式の取得は、当社の財務状況を考慮しない、短期的な視野に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば当社の財務の安定性を損なうおそれがあり、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

なお、提案理由にあるラジオに関するものは、当社が5G製品の販売促進及びローカル5Gを始めとした新規事業を行う上での当社知名度の向上や採用活動への寄与に向けた施策であり、私的な性格を有するものではありません。また、前取締役の個人事務所との関係について、当社は、前取締役から新規取引先の開拓などの営業業務を中心としたアドバイスを得るための契約を締結しておりますが、同氏が経営に関する判断に関与することはなく、経営指導とは全く関係ございません。経営への影響もありません。同前取締役が幹部を務める投資会社との共同投資も検討しているとの記載についても、事実ではありません。

以上

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きを見せており、企業収益は国内外の経済活動の持ち直しを受けて回復しております。また、企業収益の回復を受け、設備投資や雇用環境においても持ち直しの動きを見せており、消費に関しても回復傾向にあります。一方、原油高や原材料費の高騰による企業収益への影響が表面化しており、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が拡大していることから、わが国経済の先行きは依然として予断を許さない状況にあります。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移動通信関連分野では、5G向けのアンテナ需要に本格化の様相が見られております。一方、固定無線関連分野においては防災行政無線の需要が急速に減少しており、放送関連分野においても放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が減少しております。高周波応用機器業界におきましては、自動車関連分野における設備投資需要に一定の回復の兆しが見られておりますが、回復の基調は緩やかなものとなっております。

このような情勢の中で、当社グループは、需要の創出に向けた活動を積極的に推進し、業務の効率化及び原価低減活動による利益の拡大に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比3.9%減の350億5千2百万円となり、売上高は前年同期比18.1%減の339億6千8百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比96.6%減の5千3百万円、経常利益は前年同期比75.1%減の4億4千8百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期比38.9%減の7億5百万円となりました。

	第95期 (2020年度)	第96期 (2021年度)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	41,478	33,968	△7,509	△18.1%
営業利益	1,583	53	△1,530	△96.6%
経常利益	1,799	448	△1,351	△75.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,155	705	△449	△38.9%

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

電気通信関連事業

売上高
25,926百万円
(前年同期比23.7%減)

当事業では、移動通信関連分野においては、5G向けに割り当てられた周波数帯に対応したアンテナ需要について、移動通信事業者による設備投資需要に本格化の様相が見られておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による部材の供給不足等により、需要の抑制が発生しております。固定無線関連分野においては、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴う防災行政無線需要が、新型コロナウイルス感染症の影響等により先送りとなっていることから、急速に減少しております。放送関連分野においても、放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が縮小・先送りとなっております。その他分野としては、LED航空障害灯やサーマルカメラシステムの需要開拓を進めております。また、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では、需要の取り込みと生産性の向上を積極的に図ってまいりましたが、原材料費の高騰や物流コストの上昇、部材の供給不足への対応にかかる費用等の原価上昇要因が、当期業績に大きな影響を及ぼしております。

その結果、受注高は前年同期比9.2%減の266億8千2百万円、売上高は前年同期比23.7%減の259億2千6百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、前年同期比48.1%減の20億1千万円となりました。

高周波関連事業

売上高
7,959百万円
(前年同期比7.1%増)

当事業では、主力であります高周波誘導加熱装置においては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の急速な減少の後、主に海外市場における需要の回復から自動車関連業界における設備投資需要に回復の兆しが見られております。また、熱処理受託加工については、新型コロナウイルス感染症の影響からは持ち直しの動きをみせておりますが、世界的な半導体不足による業界全体への影響が長期化の様相を呈しており、自動車メーカーの生産調整の影響も発生しております。このような環境のもと、当事業分野では、事業環境を注視した上で、新規市場・新規ユーザーの開拓に加え、生産性の向上による利益の拡大に取り組んでまいりました。なお、当事業分野においても電気通信関連事業同様に、原材料費の高騰等による原価の上昇要因が発生しております。

その結果、受注高は前年同期比17.7%増の83億7千万円、売上高は前年同期比7.1%増の79億5千9百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、前年同期比21.5%増の10億5千8百万円となりました。

その他事業

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は一部持ち直しの動きが見られておりますが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、半導体不足の長期化や円安・原材料費の高騰の影響もあり、先行きについても予断を許さない状況にあります。当社グループを取り巻く経営環境につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、スピーディに変化する事業環境や価格競争の激化から、引き続き厳しいものとなることが想定されます。

以上のような当社グループを取り巻く環境の中、移動通信関連分野においては、5G向けのアンテナ需要が継続される見通しであることに加え、新たに開発した無線装置と併せ、需要の取り込みを積極的に図ってまいります。また、移動通信鉄塔のメンテナンス需要の獲得にも取り組んでまいります。固定無線関連分野については、新型コロナウイルス感染症の影響による防災行政無線の需要の先延ばしが継続されることが想定されますが、中期的には需要の回復も見込まれていることから、引き続き需要獲得に注力いたします。放送関連分野については、放送事業者による放送設備の更新・メンテナンス需要の取り込みを図ってまいります。このほか、新規事業については、LED航空障害灯やサーマルカメラシステム等の需要開拓に加え、当社無線技術を活用した新たな市場開拓に向けて、積極的に注力いたします。高周波関連事業においては、事業環境を注視した上で、海外拠点との連携強化を図り、日系自動車関連メーカーを始めとした設備投資需要の取り込みを強化するとともに、新たな需要獲得に向けた自動車関連以外の分野への取り組みも積極的に進めてまいります。

当社は、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上のための方針として、「サステナビリティ基本方針」を策定しております。サステナビリティ経営の推進に向けた対処すべき重要な課題として、マテリアリティ（重要課題）を設定しており、「職場風土・働き方改革」、「コーポレートガバナンスの強化」、「社会インフラ整備への貢献」、「環境経営の推進」、「新規事業の創出」の5項目を挙げております。これらのマテリアリティへの取り組みを進めることにより、2021年3月に公表した中長期経営戦略に掲げた2030年を見据えた当社グループのありたい姿「未来の当たり前をつくる企業（Pioneering the future）」の実現に向け努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、10億8千3百万円であり、このうち主なものは、老朽化した設備、測定器の更新であります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

区分	事業区分	第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当連結会計年度) (2021年度)	
受注高	電気通信関連事業	31,433	35,563	29,370	26,682	
	高周波関連事業	13,113	9,237	7,113	8,370	
	その他事業	—	—	—	—	
	合計	44,546	44,800	36,483	35,052	
売上高	電気通信 関連事業	(工事高)	16,099	17,951	19,775	13,183
		(売上高)	17,192	15,037	14,167	12,725
		計	33,292	32,988	33,942	25,908
	高周波関連事業	(売上高)	11,350	11,920	7,430	7,959
		(賃貸収入)	4	4	5	7
	その他事業	(売電収入)	108	102	100	93
		計	113	107	105	100
	合計		44,757	45,016	41,478	33,968

(注) 連結損益計算書の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	44,757	45,016	41,478	33,968
経常利益	(百万円)	2,943	2,774	1,779	448
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,524	1,789	1,155	705
1株当たり当期純利益	(円)	124.78	148.08	96.14	59.51
総資産	(百万円)	62,437	61,208	62,463	56,336
純資産	(百万円)	45,963	46,309	47,991	46,609

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当期) (2021年度)
売上高	(百万円)	34,476	35,930	34,308	27,310
経常利益	(百万円)	2,221	2,025	1,305	759
当期純利益	(百万円)	1,168	1,278	792	1,032
1株当たり当期純利益	(円)	95.59	105.79	65.96	87.01
総資産	(百万円)	47,637	45,614	47,342	42,574
純資産	(百万円)	35,360	34,882	36,051	35,343

(8) 主要な事業内容

電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売
共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工
各種民生無線機器の設計、製作、販売

高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売
高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売
各種真空炉の設計、製作、販売
高周波熱処理受託加工

その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸
太陽光発電による売電事業

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社電興製作所	92	100	金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工
株式会社デンコー	70	100	鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工
デンコーテクノヒート株式会社	70	100	高周波熱処理受託加工
高周波工業株式会社	50	100	高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工
株式会社ディーケーシー	20	100	電気通信施設の建設
フコク電興株式会社	17	100	有線・無線通信設備の設計、施工

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め13社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社 支店	名称	所在地	名称	所在地
	本社	東京都千代田区	大阪支店	大阪府吹田市
	北海道支店	北海道札幌市	広島支店	広島県広島市
	仙台支店	宮城県仙台市	九州支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市		

工場	名称	所在地	名称	所在地
	川越事業所	埼玉県ふじみ野市	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	川越工場	埼玉県川越市	厚木工場	神奈川県愛甲郡愛川町

研究所	名称	所在地	名称	所在地
	ワイヤレス研究所	神奈川県横浜市	未来研究所	神奈川県横浜市

② 子会社

名称	所在地
株式会社電興製作所	栃木県鹿沼市
株式会社デンコー	埼玉県川越市
デンコーテクノヒート株式会社	愛知県刈谷市
高周波工業株式会社	神奈川県愛甲郡愛川町
株式会社ディーケーシー	埼玉県ふじみ野市
フコク電興株式会社	福岡県福岡市

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
男性	892	△62
女性	292	△20
計	1,184	△82

② 当社の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
男性	498	△2	46.5	16.1
女性	92	1	39.9	14.8
計又は平均	590	△1	45.4	15.9

(12) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	409
日本生命保険相互会社	50
第一生命保険株式会社	50
住友生命保険相互会社	30

(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当事業年度において、内部通報に基づく社内調査が実施されました。当該内部通報の概要及び調査結果につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) において公表しております。調査の結果、内部統制システムの運用の一部に不備事項が発見されました。

当社取締役会は、上記の事態を受け止め、ガバナンス体制及び監視機能の強化を中心とした下記の再発防止策を決定し、その取り組みを進めてまいりました。

- ①コンプライアンス・プログラムの策定・実施
- ②指名委員会の設置
- ③経営会議の発足
- ④秘書部門機能の強化
- ⑤管理統括部組織の見直し
- ⑥役員等に対するコンプライアンス教育

当社は、コーポレートガバナンスの改善強化に向けて引き続き鋭意取り組み、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいります。何卒ご理解いただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 56,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,084,845株

(3) 株主数 6,387名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,480	12.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	834	7.11
日本生命保険相互会社	444	3.78
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	441	3.76
三井住友信託銀行株式会社	372	3.17
株式会社三菱UFJ銀行	360	3.06
株式会社三井住友銀行	352	3.00
野村證券株式会社	329	2.80
電気興業取引先持株会	325	2.77
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. - CLIENT ACCOUNT	308	2.62

(注) 当社は、自己株式2,350千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を含めておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 25,891株	3名
社外取締役	—	0名
監査役	—	0名

(注) 株式報酬制度に基づき、「役員向け株式交付信託」を通じて退任取締役3名に対して交付したものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 忠 登 史	
取締役専務執行役員	伊藤 一 浩	総務部、営業企画部、海外事業部、中央統括部、支店統括部、高周波統括部担当
取締役執行役員	下 田 剛	情報システム部、安全品質管理本部、施設管理統括部担当
※ 取締役執行役員	浅井 貴 史	秘書室長、経営企画部、人事部、経理部、機器統括部担当
※ 取締役執行役員	河原 敏 朗	ワイヤレス研究所長、未来研究所担当
※ 取締役	塚野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 I OWN総合イノベーションセンター長
※ 取締役	ジャン＝フランソワ ミニエ	学校法人上野学園理事、株式会社 Amusement Parks 社外監査役、グローバル・インターナショナル・インク シニアアドバイザー、レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役
※ 取締役	武田 涼 子	シティユウワ法律事務所スペシャル・カウンセラー弁護士、公益財団法人国際民間商事センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役
※ 取締役	高橋 篤 史	パートナーズSG監査法人代表社員、株式会社INGSS社外監査役、株式会社あつまる社外取締役
常勤監査役	赤羽 敏 男	
※ 常勤監査役	船橋 信 男	
※ 監査役	松 林 宏	公益財団法人SOMPO福祉財団専務理事、東洋カーマックス株式会社社外監査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
※ 監査役	松田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役塚野英博氏、取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、取締役武田涼子氏及び取締役高橋篤史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、取締役武田涼子氏及び取締役高橋篤史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役松林 宏氏及び監査役松田結花氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. ※印は、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。
4. 監査役松田結花氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、田宮弘志氏及び土屋辰一氏は、監査役を辞任により退任いたしました。
6. 2021年6月30日をもって、小林祥二氏は、監査役を辞任により退任いたしました。退任時における重要な兼職は小林法律事務所弁護士でありました。なお、同氏は、弁護士の資格を有し、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有してまいりました。
7. 当社は、社外役員の全員との間で会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員が善意であつて重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して

損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、2021年3月26日「中長期経営戦略」を踏まえて、当社のありたい姿「未来の当たり前をつくる企業」の実現に向けて、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すること、及び株主のみならず多くの利益意識の共有を促進するために株主利益と連動することを含めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、賞与（業績連動報酬等）及び株式報酬（非金銭報酬等）により構成し、経営の監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成します。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、「他社の水準」とは、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準等とします。

c. 賞与（業績連動報酬等）に係る業績指標の内容及びその額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とすることを基本方針として、各事業年度の利益の状況を示す指標の中から、当社の株主に帰属する当期純利益を算定指標として選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給します。なお、取締役会決議にて支給しないと定めることもあります。

- d. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する「役員向け株式交付信託」（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役にに対して交付する制度とします。ポイントの算定方法は、株式交付規程に基づき、各取締役の役位に応じて算定し、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

- e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役を含む取締役の種類別の報酬割合については、他社の水準を踏まえ、業績連動報酬等及び中長期目標の達成に向けても注力するよう非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とすることを基本方針とします。具体的な種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行い、取締役会に対して助言・提言を行います。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する重要な事項

当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で、上記の方針に基づき、策定された金額、支給時期又は条件、基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合などを含めた個人別の報酬額を定める報酬案につき、報酬委員会に諮問し、その助言・提言を尊重して、取締役会で決定します。

報酬委員会は、取締役会決議により指名される社外取締役複数名及び代表取締役1名の合計4名以内の委員により構成し、委員長を独立社外取締役から選任します。報酬委員会は、取締役会に対する助言・提言を行います。その内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等である賞与の評価配分とします。なお、非金銭報酬等である株式報酬については、取締役会で決議される株式交付規程に従い決定されます。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬委員会が決定した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会としての役割が十分機能していることを確認していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	229 (54)	216 (54)	－ (－)	13 (－)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	43 (15)	43 (15)	－ (－)	－ (－)	7 (4)
合計 (うち社外役員)	272 (69)	259 (69)	－ (－)	13 (－)	22 (11)

- (注) 1. 業績連動報酬等の額には、当事業年度に計上した賞与引当金の繰入額を記載しております。また、非金銭報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額を記載しております。
2. 業績連動報酬等の内容は賞与であり、業績指標の内容及びその額の算定方法に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。当社が、業績指標として当社の株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当社が企業価値の向上の尺度として当社の株主に帰属する当期純利益を重視しており、当社の株主に帰属する当期純利益を指標とすることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブに繋がると考えているためです。当該事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、当事業年度の通期連結業績予想を受け、当事業年度にかかる賞与については支給しないことといたしました。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式報酬の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであり、その交付状況は「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記には、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名及び監査役3名を含んでおります。
6. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。
- 就任 取締役 6名
退任 取締役 6名
就任 監査役 3名
退任 監査役 3名
7. 取締役の報酬限度額（株式報酬を除く。）は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
8. 取締役の報酬（株式報酬に限る。）については、2017年6月8日開催の第91回定時株主総会において、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末に終了する事業年度までの3年間に在任する取締役にに対し、1事業年度あたり300,000個を上限として、退職時に株式報酬を付与することが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
9. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額8,000万円以内」と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
10. 取締役会は、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結時点までは代表取締役社長近藤忠登史氏、社外取締役太田 洋氏、社外取締役鈴木則義氏の合計3名により、同時点以降は社外取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、社外取締役武田涼子氏、社外取締役高橋篤史氏、代表取締役社長近藤忠登史氏の合計4名により構成される報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの決定権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには、報酬委員会が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	塚 野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 I OWN総合イノベーションセンター センタ長
社外取締役	ジャン=フランソワ ミ ニ エ	学校法人上野学園理事、株式会社 Amuse um P a r k s 社外監査役、グローバル・インターナショナル・インク シニアアドバイザー、レ・ロワ・マージュ・ジャポン株式会社代表取締役
社外取締役	武 田 涼 子	シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー弁護士、公益財団法人国際民商事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役
社外取締役	高 橋 篤 史	パートナーズ S G 監査法人代表社員、株式会社 I N G S 社外監査役、株式会社あつまる社外取締役
社外監査役	松 林 宏	公益財団法人 S O M P O 福祉財団専務理事、東洋カーマックス株式会社社外監査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
社外監査役	松 田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長
社外監査役	小 林 祥 二	小林法律事務所弁護士

(注) 1. 武田涼子氏は、シティユーワ法律事務所のスペシャル・カウンセラー弁護士です。当社は、同法律事務所から助言を受けておりますが、同法律事務所へ当事業年度中に支払った費用の合計額は、当社の売上高に比して僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。
2. 当社と上記以外の兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	塚 野 英 博	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	ジャン=フランソワ ミ ニ エ	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	武 田 涼 子	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外取締役	高 橋 篤 史	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外監査役	松 林 宏	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、12回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 田 結 花	2021年7月1日就任以降、当該年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、11回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小 林 祥 二	2021年6月30日退任まで、当該年度に開催した8回の取締役会のうち7回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、9回の監査役会のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 69百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が7百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

V 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、またコンプライアンス規程で定めるコンプライアンス担当役員の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当部門を指揮し、当社グループの役員をはじめ、全使用人の法令、社内規程及び社内規範等の遵守意識の普及、啓発、教育を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、コンプライアンス担当役員に違反行為の中止の必要性を勧告し、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が社内規程に基づき、監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告を行うこととする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、想定されるリスクを各部門における業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、管理部門が全社的に危機管理を推進するために取り纏めた上で取締役会に報告し、リスク軽減に向け適

切に対応していくこととする。

グループ会社については、現業部門である各統括部が事業形態に準じた各グループ会社を管理し、管理部門が統括的に管理する。

管理部門は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアル及び社内規程等の作成・周知を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。

万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合、そのリスクを認識した各統括部門の長は、直ちに管理部門及び担当取締役에게状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役会に報告するものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれらに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、特に、リスク管理及びコンプライアンス体制についてはグループ共通の課題としてとらえ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適宜適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、管理部門は、各統括部を通じてグループ各社から経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回覧を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

当社は、経営理念、グループ企業行動憲章等の行動指針や安全、品質、情報管理等に関する基本的な考え方をまとめた「DKK Standard」を当社グループの取締役及び使用人に対して配布し、教育を実施しております。さらに、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する活動方針や推進状況について審議を行っており、活動方針に従いコンプライアンス意識の浸透を図る活動を実施しました。

当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、対策、評価を行うとともに法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役4名は、取締役会や重要な社内会議への出席等を通じて、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

子会社につきましては、管理部門が各統括部を通じて経営内容を把握するための定期的な報告を受け、内部監査部門が定期的に監査を行い、実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、監査基本計画に基づき業務監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

なお、内部通報制度「電気興業グループホットライン」等による内部通報がありました。当該制度において、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取扱いを行わないことを、当該制度の運用ルールに係る社内規程に規定しています。当該通報につき、そのルールに従って、通報者の保護の観点を含めて適正な対応を行っております。当該通報によって判明した役職員の業務執行につき、重要な不適正につながる法令・定款違反はありませんでした。

(注) 本事業報告中の「V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」は、2022年3月31日現在のものを記載しております。当社は、2022年4月28日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定決議いたしました。

VI 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の廃止

当社は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、継続してまいりました。直近では、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会において、一部所要の変更を行ったうえ（以下変更後の方針を「本プラン」といいます。）で、株主の皆様にご承認いただきました。

2021年6月29日に新たな経営体制が発足して以降、企業風土の改革やコンプライアンス体制の強化といったガバナンスの向上に資する施策を実施し、その成果が実現しております。また、中期経営計画を策定し、企業価値向上のための中期的な戦略を明確化いたしました。当社は、新たな経営体制のもとで中長期的な成長に向けた一定の施策を推進してまいりましたが、これにとどまらず、更なる成長に向けた施策を推進してまいります。

本プランの有効期間は、2024年6月30日までとなっておりますが、上記のように企業価値向上施策が推進されたことに加え、買収防衛策に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見などを総合的に勘案し、2022年5月12日開催の取締役会において、本プランの有効期間の満了を待たずに、同日付で本プランを廃止することを決議いたしました。

当社は、本プラン廃止後においても、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させるべく取り組んでまいります。

以下（2）から（4）においては、廃止された基本方針の内容を記載しております。

(2) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様々の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様々の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の

経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、2018年5月18日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更の上、継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

なお、旧プランは、2021年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年6月2日開催の当社取締役会において、旧プランに変更を加えた上で、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月29日開催の当社第95回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(4)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

(3) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の事業内容・経営理念等

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、1950年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きな企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大な信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

② 企業価値向上に向けた取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、事業の継続性と安定した収益の確保を目指すとともに企業価値の増大を図ることを基本としています。具体的には、当社は、中長期的な経営戦略として、2021年3月に開示いたしました「中長期経営戦略」に記載のとおり、社会貢献への積極的関与と企業価値の向上・成長の実現により、当社グループのありたい姿である「未来の当たり前をつくる企業」の実現を目標としており、そのための成長戦略として、「新規事業の創出」、「既存事業の更なる拡大」、「経営基盤の強化」の3つの戦略を掲げております。

新規事業の創出については、ビジネススタイルの変革や顧客層の拡大、差別化の追求により、これまでの事業とは異なる新たな収益の源泉を創出してまいります。新規事業としては、ローカル5Gに加え、高周波事業における自動車関連業界以外の新市場の開拓に注力する取組みを推進してまいります。ローカル5Gは、新規顧客の獲得を推進することができる可能性を秘めており、当社の既存技術に基づいた強みを活かして開拓することができる有力な市場と捉えています。高周波事業の新市場の開拓としては、例えば食品業界への取組みなど、既存の自動車関連業界以外の市場の開拓に注力してまいります。

一方、既存事業についても引き続き重要であり、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心に既存事業の周辺分野への事業拡大を視野に入れ、新技術を有した製品を投入し、安定的な収益基盤の拡大を図ってまいります。

また、これらの事業における成長戦略の達成に向け、経営基盤の強化を図ってまいります。当社が属する情報通信関連業界及び自動車関連業界を中心とした高周波応用機器業界は技術革新による大きな変革の時期が訪れております。先の時代を見据えた研究開発を一層強化することにより、事業の拡大と社会インフラのさらなる発展に寄与してまいります。また、当社が有する資本を最大限活用するための資本政策・財務戦略を実施し、経営資源を的確に投入してまいります。

経営基盤の強化としては、企業統治の観点も不可欠であり、経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値の向上を図ることを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。取締役会の実効性評価や指名委員会の設置、政策保有株の縮減など、急速に変化する時代において、持続的成長に向けた施策を継続して実施してまいります。

当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

(4) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」とい

ます。)を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様の共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといいますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。また、企業価値委員会は、対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告をすることができるものとします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといいたします。また、企業価値委員会が株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様に対抗措置の発動の可否をご判断いただくことができるものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集された場合、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様へ開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト (https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2021/20210602_release4.pdf)に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(5) 上記 (3) 及び (4) の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記 (3) 及び (4) に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記 (2) の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が2024年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,989
現金預金	18,886
受取手形	440
電子記録債権	878
完成工事未収入金	5,127
売掛金	4,489
契約資産	1,832
棚卸資産	6,008
その他	3,328
貸倒引当金	△2
固定資産	15,347
有形固定資産	6,907
建物・構築物	11,061
機械・運搬具	9,540
工具器具・備品	7,510
土地	2,241
リース資産	237
建設仮勘定	186
減価償却累計額	△23,869
無形固定資産	648
投資その他の資産	7,791
投資有価証券	5,465
長期貸付金	2
退職給付に係る資産	611
繰延税金資産	780
その他	980
貸倒引当金	△49
資産合計	56,336

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,330
支払手形・工事未払金等	3,916
短期借入金	80
1年内返済予定の長期借入金	180
リース債務	53
未払法人税等	221
契約負債	323
完成工事補償引当金	26
製品保証引当金	173
賞与引当金	621
役員賞与引当金	6
工事損失引当金	47
その他	680
固定負債	3,397
長期借入金	279
リース債務	67
製品保証引当金	29
役員株式給付引当金	52
退職給付に係る負債	2,840
資産除去債務	49
その他	78
負債合計	9,727
純資産の部	
株主資本	44,586
資本金	8,774
資本剰余金	9,723
利益剰余金	32,028
自己株式	△5,940
その他の包括利益累計額	1,317
その他有価証券評価差額金	873
繰延ヘッジ損益	37
為替換算調整勘定	87
退職給付に係る調整累計額	318
非支配株主持分	705
純資産合計	46,609
負債純資産合計	56,336

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	13,183	
製品売上高	20,684	
その他の事業売上高	100	33,968
売上原価		
完成工事原価	10,746	
製品売上原価	16,976	
その他の事業売上原価	47	27,770
売上総利益		
完成工事総利益	2,436	
製品売上総利益	3,708	
その他の事業総利益	52	6,198
販売費及び一般管理費		6,145
営業利益		53
営業外収益		
受取利息配当金	182	
その他	302	484
営業外費用		
支払利息	26	
その他	62	89
経常利益		448
特別利益		
投資有価証券売却益	589	589
特別損失		
投資有価証券評価損	170	170
税金等調整前当期純利益		867
法人税、住民税及び事業税	242	
法人税等調整額	21	264
当期純利益		602
非支配株主に帰属する当期純損失		△103
親会社株主に帰属する当期純利益		705

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,774	9,731	31,830	△5,088	45,248
会計方針の変更による累積的影響額			35		35
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,774	9,731	31,865	△5,088	45,283
当期変動額					
剰余金の配当			△543		△543
親会社株主に帰属する当期純利益			705		705
自己株式の取得				△1,049	△1,049
自己株式の処分		△8		197	189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	△8	162	△851	△697
当期末残高	8,774	9,723	32,028	△5,940	44,586

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,270	11	40	401	1,724	1,018	47,991
会計方針の変更による累積的影響額							35
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,270	11	40	401	1,724	1,018	48,026
当期変動額							
剰余金の配当							△543
親会社株主に帰属する当期純利益							705
自己株式の取得							△1,049
自己株式の処分							189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△397	25	47	△83	△407	△312	△719
当期変動額合計	△397	25	47	△83	△407	△312	△1,417
当期末残高	873	37	87	318	1,317	705	46,609

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,967
現金預金	10,167
預け金	2,170
受取手形	208
電子記録債権	627
完成工事未収入金	4,410
売掛金	3,721
契約資産	1,907
製品	2,316
未成工事支出金	57
仕掛品	1,297
原材料及び貯蔵品	897
前払費用	180
未収消費税等	127
その他	877
貸倒引当金	△1
固定資産	13,607
有形固定資産	4,792
建物・構築物	9,433
機械・運搬具	1,566
工具器具・備品	6,678
土地	1,772
リース資産	143
建設仮勘定	31
減価償却累計額	△14,833
無形固定資産	614
ソフトウェア	595
その他	19
投資その他の資産	8,199
投資有価証券	5,236
関係会社株式	1,268
長期貸付金	1
長期前払費用	50
前払年金費用	202
繰延税金資産	620
保険積立金	509
その他	351
貸倒引当金	△40
資産合計	42,574

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,856
支払手形	322
電子記録債務	472
工事未払金	1,268
買掛金	1,139
1年内返済予定の長期借入金	130
リース債務	21
未払金	404
未払法人税等	170
契約負債	247
完成工事補償引当金	21
製品保証引当金	171
賞与引当金	431
工事損失引当金	0
その他	56
固定負債	2,373
リース債務	33
製品保証引当金	29
退職給付引当金	2,196
役員株式給付引当金	52
資産除去債務	49
その他	12
負債合計	7,230
純資産の部	
株主資本	34,447
資本金	8,774
資本剰余金	9,723
資本準備金	9,677
その他資本剰余金	45
利益剰余金	21,889
利益準備金	1,227
その他利益剰余金	20,662
配当準備積立金	30
役員退職積立金	108
固定資産圧縮積立金	4
別途積立金	12,671
繰越利益剰余金	7,849
自己株式	△5,940
評価・換算差額等	896
その他有価証券評価差額金	858
繰延ヘッジ損益	37
純資産合計	35,343
負債純資産合計	42,574

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	11,784	
製品売上高	15,195	
その他の事業売上高	330	27,310
売上原価		
完成工事原価	9,717	
製品売上原価	12,637	
その他の事業売上原価	163	22,517
売上総利益		
完成工事総利益	2,066	
製品売上総利益	2,557	
その他の事業総利益	167	4,792
販売費及び一般管理費		4,653
営業利益		139
営業外収益		
受取利息配当金	399	
その他	286	685
営業外費用		
支払利息	9	
その他	54	64
経常利益		759
特別利益		
投資有価証券売却益	589	589
特別損失		
投資有価証券評価損	170	170
税引前当期純利益		1,178
法人税、住民税及び事業税	159	
法人税等調整額	△12	146
当期純利益		1,032

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
					特別償却準備金	配当準備積立金	役員退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,774	9,677	53	9,731	1,227	-	30	108	4	12,671	7,326	21,367
会計方針の変更による累積的影響額				-							33	33
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,774	9,677	53	9,731	1,227	-	30	108	4	12,671	7,360	21,400
当期変動額												
剰余金の配当				-							△543	△543
当期純利益				-							1,032	1,032
特別償却準備金の取崩				-								-
別途積立金の積立				-								-
固定資産圧縮積立金の取崩				-				△0			0	-
自己株式の取得				-								-
自己株式の処分			△8	△8								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-								-
当期変動額合計	-	-	△8	△8	-	-	-	-	△0	-	489	488
当期末残高	8,774	9,677	45	9,723	1,227	-	30	108	4	12,671	7,849	21,889

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,088	34,785	1,254	11	1,266	36,051
会計方針の変更による累積的影響額		33			-	33
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,088	34,818	1,254	11	1,266	36,085
当期変動額						
剰余金の配当		△543			-	△543
当期純利益		1,032			-	1,032
特別償却準備金の取崩		-			-	-
別途積立金の積立		-			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-	-
自己株式の取得	△1,049	△1,049			-	△1,049
自己株式の処分	197	189			-	189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	△396	25	△370	△370
当期変動額合計	△851	△371	△396	25	△370	△741
当期末残高	△5,940	34,447	858	37	896	35,343

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、電気興業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

電気興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、電気興業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、2021年4月に内部通報制度を活用した通報があった件について、会社法第382条に該当する事案である可能性があることから、同法第381条の規定の権限に基づき、監査役会が主体となった調査監査を実施いたしました。調査に際しては、当社と利害関係のない外部の法律事務所に依頼し、弁護士的助言等の調査補助を受けております。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、KAMについては、協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、上記1.(2)②の調査の結果、内部統制システムの運用の一部に不備事項が発見されたため、社風及びガバナンス体制の改革、コンプライアンス重視の経営によるコンプライアンス意識の向上及び交際費の管理体制について等の再発防止策に関する提言を行いました。
発見された不備事項については、適時適切な改善がなされており、事業報告I企業集団の現況に関する事項(14)その他企業集団の現況に関する重要な事項に記載されているとおりの再発防止策が実施されていることを確認しました。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

電気興業株式会社 監査役会

常勤監査役 赤羽敏男 ㊞

常勤監査役 船橋信男 ㊞

監査役(社外監査役) 松林 宏 ㊞

監査役(社外監査役) 松田結花 ㊞

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

定時株主総会会場ご案内図

会場 住友不動産西新宿ビル3号館1階 ベルサール西新宿ホール
 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号 TEL (03) 3320-2611

交通	大江戸線 ● 「都庁前」 駅	A5出口より徒歩4分
	大江戸線 ● 「西新宿五丁目」 駅	A1出口より徒歩6分
	J R 線 他 ● 「新宿」 駅	西口より徒歩15分
	新宿線、大江戸線 ● 「新宿」 駅	7番出口より徒歩13分
	京王バス ● 新宿駅西口より京王バス	「十二社池の下」バス停より徒歩3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

